

守谷市教育委員会定例会 令和5年9月

1 日 時 令和5年9月25日(月) 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香  
 教育長職務代理者 河原 健  
 教育委員 萩谷 直美  
 教育委員 椎名 和良  
 教育委員 寺田 弘

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部参事 古橋 雅文  
 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子  
 学校教育課長 前川 優子  
 教育指導課長 直井 健治  
 給食センター長 鈴木 林  
 中央図書館長 平塚 恭子  
 事務局員(学校教育課長) 1名

6 傍聴人 なし

1	開会宣言	教育長	午後1時30分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	会議録署名人に萩谷委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第42号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
		学校教育課長	議案第42号、43号については、本日、追加しました報告第10号と関連があるため、報告から説明させていただきます。

報告第10号について、令和5年5月29日付守教委発第157号にて、守谷市通学区域審議会に対して、黒内小学校の対応と小中学校の適正配置について諮問した結果、頂きました答申です。2回の審議、2回の学校施設見学会を経て、令和6年度から実施する黒内小学校対応内容について、令和5年8月29日付で答申を頂きました。現在、黒内小学校区となっている2か所について、別の学校の通学区域にし、また就学校変更基準を見直し、黒内小学校への就学校変更受入れを制限するほか、黒内小学校新入学児童が、ほかの学校への入学を希望できるようにするという内容です。報告につきましての説明は以上です。

この答申を踏まえ、来年度から実施することができるよう必要な規則と要綱の改正について、議案第42号、43号として今回上程しております。

それでは、議案第42号の説明に入ります。

本議案は、8月28日に守谷市通学区域審議会から頂いた答申を踏まえ、現在、黒内小学校の通学区域となっている二つの地域を守谷小学校、御所ヶ丘小学校へと変更するために、通学区域を定める本規則の一部を改正するものです。

別表内、大原地区内に含まれる（仮称）新守谷駅周辺土地区画整理事業施行予定地域につきまして、別表内の御所ヶ丘小学校の通学区域の欄に「大原（仮称）新守谷駅周辺地区土地区画整理事業施行予定区域」として追記しております。

また、黒内小学校の通学区域からここを省くために、大原の後ろに、括弧書きで御所ヶ丘小学校の通学区域を除くと記載しております。

また、今回変更するもう1か所の守谷駅土塔口に現在、建設中の共同住宅につきましては、地番は中央4丁目地内となっており、令和2年度に同じく中央4丁目地内の共同住宅を黒内小学校区から守谷小学校区に変更した際に、既に本規則を

	<p>変更しておりますので、今回、変更は不要となっております。</p> <p>このほか、現在、市内では守谷小学校区となる守谷駅東口と、郷州小学校区となる本町3170番地付近で共同住宅が建設中となっておりますが、こういった市内の共同住宅などの計画につきましては、都市整備部から随時情報提供するよう依頼しており、今後の黒内小学校区に大規模な共同住宅が予定された場合は、順次、審議会で審議し、区域を適切に設定していきます。</p>
椎名委員	適切だと思う。
河原委員	<p>審議会の答申を尊重したい。</p> <p>新守谷駅周辺の学区を開発が進行する以前に変更して、黒内小学校の課題、教室不足に対応するのは適切である。</p> <p>また、マンションについて、建設、実際の入居や募集が始まる前に、必要な学区変更等の措置をすることも適切である。</p> <p>守谷小学校に移動するのはいいが、守谷小学校もぎりぎりなので、気になっており、建設の予定や、守谷小学校の状況も確認をしながら進めてほしい。</p>
教育長	議案第42号「守谷市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成
教育長	議案第43号「守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。
学校教育課長	本案は、同じく8月28日に守谷市通学区域審

議会から頂いた答申を踏まえ、黒内小学校児童数の過大規模化を多少とも緩やかにすることができるよう、就学校変更基準要件の一部を変更するため、要綱の一部を改正するものです。

要綱変更の内容としては、幾つかの語句を適切な表現となるよう訂正をし、保護者の便宜を図るために、変更承諾期間を変更するなどのほか、今回の目的である黒内小学校の過大規模化を緩やかにするための対策を令和6年度から実施するため、要件を追加、訂正する内容です。

次に、就学校変更要件の具体的な変更内容となっております。

まず、修正した部分について説明いたします。

これまで変更承諾期間が適当と認められる期間や申出期間となっている要件のうち、原因となる理由や保護者の意向が一定期間変わらないと想定される要件につきまして、保護者の毎年度の申請が不要となるよう、卒業までへと変更いたします。具体的には、学年途中での転居で、継続して在学を希望したい場合となる要件1、公共事業による移転となる要件4、住所地以外の町内会等に参加していて人間関係が構築されているという要件9、特別支援学級やいじめ等を理由とする要件10、11、住所地の通学区域が変更となってしまった場合に、それまでの就学校に通いたい、また、兄弟も一緒にという要件12、13となっております。

次に、要件6、7の父母の就労を理由として就学校変更を希望する場合については、父母の勤務場所や、祖父母宅に児童生徒を下校させるから就学校を変更したいという要件となるため、本当に児童クラブが必要な児童のみが使用できるよう、原則、児童クラブの使用は不可とし、注意書きの6番にこれを明記いたします。

ただし、祖父母についても、父母よりは就労時間が短いけれども就労しているという場合があ

りますので、その際は、児童クラブの使用は認めるとなっております。

この箇所につきまして、守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例に定めている入所対象児童に記載すべきではないかとの事前に御指摘を頂いておりますが、法令担当部署で確認したところ、教育委員会内で情報共有がされており考え方が統一できていれば、就学校変更を定めるこちらの要綱に、条件として記載することで問題ないとの判断がありましたので、このまま注意書きに記載を考えております。

最後に、9番の住所地以外の町内会等に加入していることを理由とする要件ですが、現在、就学校を変更したいがために、申立て直前に他の町内会などに加入し、該当の地域で活動の実態がないというような状況が発生しているため、要件の表現を、既に加入していて密接な関係にあるとするほか、承諾期間が、原則は卒業までとするが、先ほど申し上げた不適切な利用を避けるために、その町内会等を脱退したら、就学校は本来の学校に戻ってほしいと、そういった姿勢を記載し、これを申立て時に説明することで不適切な利用を制限していきたいと考えております。

次に、過大規模校化対策について、要件1、学年途中での転居について、他校では卒業まで可としましたが、過大規模校は学年末までと明記しました。また、要件9、これは先ほど申し上げたとおり、通学区域外から、その学校に通学したいがために利用される可能性があること。要件10は、守谷では全校に特別支援学級が存在し、この学校にしかないという学級がないことから、要件11については、いじめや不登校による就学校変更基準となっておりますが、このいじめや不登校を理由とするのであれば、いじめなどがある学校以外であれば、行く先はどの学校でもよいのではないかと考えられるため、これらを理由に、通学

	<p>区域外から過大規模校に通学する条件としては認めないこととし、これを注意書き3番に明記いたしました。</p> <p>最後に、要件16、17を設定したほかに、注意書き4番を追加することで、過大規模校の新入学児童については、希望があれば、過大規模校から普通教室に余裕がある学校へ就学校変更希望申立てができ、原則、就学校の変更した先の小学校の進学先とすること、ただし、元の通学区域の中学校に進学したければ、申立てることができる状況にしました。</p> <p>また、施行期日を10月1日としているのは、この申立てをこの10月から受け付けることができるようにするためとなっております。</p> <p>椎名委員 変更要件の6、7、8。父母の勤労先により、祖父母の、そして実際の生活拠点が、変更承認期間が学年末までとなっているが、これは翌年、また、そういう状況なので更新できるのか、その事象が発生して、その学年までで指定校先に戻すのか。</p> <p>学校教育課長 原則は学年末までとなっており、更新したい場合は、その都度、就労証明書を持って、その状況に変更がないことを確認してから、翌年度も認めるとさせていただいております。</p> <p>教育長 議案第43号「守谷市立小中学校の就学指定校の変更に関する取扱い要綱の一部を改正する要綱について」採決する。</p> <p>採決結果 全員賛成</p> <p>続いて、議案第44号「教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について」の説明を求める。</p>
--	---

学校教育課長

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、市民に対する説明責任を果たすとともに、本市教育行政の充実を図るため、本年3月の定例会において可決された点検評価の実施方針に基づき、本市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価の結果に関する報告書を作成しましたので、市議会への報告及び市民への公表について承認を求めるとなっております。

なお、本年度の点検評価委員につきましては、4月の定例会で皆様に承認いただきましたとおり、今年度、全3名のうち1名が交代となり、新しい体制となっております。

今回の点検及び評価につきましては、令和4年度の事務が対象となっております。

報告書の作成に当たりまして、まず市内各校及び教育委員会の各部署において、昨年度、取り組んだ内容についての自己評価を行い、その結果を基に、5月に報告書案を作成いたしました。

自己評価を行う上で、学校評価については、学校が毎年度設定するグランドデザインの中に記載されている教育目標達成のため、五つの学校教育プランごとに、どのような目標を設定し、どのようにそれを達成したか、今後どうしていくか、外部からどのような御意見を頂いたかという4項目について、数値を使用して評価してもらうようお願いし、達成度合いについては、県立の学校で使用されている基準を採用しました。

また、教育委員会内の各課での自己評価につきましては、新しい教育大綱で定められた分野ごとに、令和4年度に特に重点的に取り組んだ事業の評価と、施策全般の進捗状況が分かるよう、施策に含まれる全事業の評価とに分けて実施いたしました。また、学校評価と同じく、施策の達成状況が分かるよう、こちらも県教育委員会の点検評価で使用している達成基準を採用しました。

	<p>これらの報告書案について、点検評価委員の皆さんに御確認をいただいた上で、第1回目の点検評価委員会を6月21日に開催いたしました。</p> <p>会議当日は、事前に頂いた質疑に対する回答や補足説明をそれぞれの所管課から説明し、意見交換を行いました。</p> <p>そのほか、8月30日に開催しましたもりや型教育改革の提案発表会へ参加いただき、令和4年度も含めた市のこれまで取組を公開授業の見学も含めて御案内いたしました。</p> <p>それらを踏まえ、御意見、御提案を頂き作成されたものが、本議案の報告書となっております。</p> <p>なお、学校評価結果につきましては、昨年度までと同様、教育委員会の点検評価報告書を作成するための資料とし、公表するものではありません。教育委員会の点検評価結果報告書につきましては、本日、皆様から承認が得られましたら、市議会に提出し、市のホームページで公表いたします。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>小中学校から上がってきている13校の各学校の評価が読みやすく、統一されていて、非常に分かりやすかった。</p> <p>内容的にも、全部真実であって、対応策が書かれているので、議会に出して問題ない。</p>
<p>河原委員</p>	<p>今回大きく構成も変更し、昨年度までの構成よりも、教育委員会がどんな考えで、どんなことを行っているかというのが、かなり分かりやすくなった。公開されるので、一般の市民が読んでも分かりやすいことは大変重要であると思う。</p> <p>学校評価のほうは、学校ごとに保護者に公表するとすれば、それもかなり読みやすくなっていると感じる。特に、施策の実現のための主な取組について、決算額を記載することにしたことであるとか、あるいは成果指標を示したことだとか、目</p>

	<p>標値を設定して達成状況を絵描いて、県の点検評価を参考にしたということだが、こうした構成というのは、かなり画期的な変更をして、すばらしいと思う。</p>
寺田委員	<p>記載について、大変よく分かりやすく記載されていると思う。今後の方向性、課題について、実現に向けて努力をお願いしたい。</p>
教育長	<p>議案第44号「教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について」の採決を行う。</p>
採決結果	<p>全員賛成</p>
教育長	<p>議案第45号「学校給食センター運営委員会への諮問について」の説明を求める。</p>
給食センター長	<p>守谷市学校給食センターの設置及び職員に関する条例第4条の第2項に基づき、給食センター運営委員会へ諮問するものです。</p> <p>諮問事項は三つありますので、説明します。</p> <p>諮問事項1は、昨年度の学校給食センター運営委員会からの答申を受け、現在、小中学校に委任している学校給食費の徴収事務、こちらを市で行えるよう、守谷市学校給食に関する規則について諮問するものです。</p> <p>これまで守谷市学校給食費取扱要綱に処理しておりましたが、要綱は行政機関の内部における内規ということで、法規として性質を持たないものになりますので、徴収事務を行うに当たりましては、規則の施行で対応を図りたいと考えております。</p> <p>併せまして、条項になります。第4条の申込書になりますが、旧のほうでは、これまで在籍学校長扱い、教育長宛での納入確約書で対応しておりましたが、新しく市長宛の申込みをいただき、裏</p>

面では滞納につきまして、過年度分は児童手当からの引き落としの同意を頂くものとなっております。

第7条になります。第1項で、児童生徒の給食費については、現要綱の月額端数を切り捨てさせていただいております。今後、徴収義務、給食センターへ移管するに当たり、今後の徴収等のことを考慮しての額となります。

学校職員、給食センター職員等につきましては、特別メニュー等を除きました主食、牛乳、副食、その他、年間経費の3年分、令和3年から現年度分の平均個人月額の端数切り捨てを考慮しまして、5,300円にしております。現在、物価高騰しておりますが、この金額で行います。

これまで減免につきましては、1日以上喫食で、月額分。喫食9日以下であれば、喫食数掛ける日額であったものを新しくしまして、月額途中の転入者については、月額を超えない範囲での喫食数掛ける日額に修正しております。

または、第2号では、怪我や病気などで引き続き5日以上欠食で、喫食数、日額で対応しております。第3号では、牛乳減免についてです。三か月以上の飲用停止で対象でしたが、これを一月ごとの減免としております。

第4号、その他、喫食者の額ですが、主に見学者ですが、これまで年間の平均額260円ということでしたが、代表的な主食、パン、米粉パン、ソフト麺、牛乳、副食の平均値から、1食300円にさせていただきたいと考えております。

また、委員の皆様から先に御質問がありましたので、回答させていただきます。

第3条（1）学校給食費の納入義務者ですが、守谷市立小学校及び中学校に対する児童又は生徒の保護者、学校教育法第6条に規定する保護者を、以下、単に保護者というということですが、この「単に」という言葉ですが、総務課に確認し

たところ、児童の保護者、法に規定する保護者ということで、これがいろいろな保護者、保護者という言葉をもとめて「単に」ということを入れて統一しているということでした。

また、第7条ですが、学校給食費の額は次の各号に掲げる者の区分に応じということですが、それぞれ当該各号に定める額とするに掲げるものということは不要ということなのですが、こちらでも、どちらでも読み取れるということで、入れたほうが分かりやすいというような判断から、そのままとなりました。

諮問事項（2）につきましては、諮問事項1、この規則の施行によりまして、現行の要綱を廃止する諮問となります。

諮問事項（3）につきましては、昨年度、守谷市学校給食におけるアレルギー対応マニュアルを策定しましたが、食品表示基準の改正や、1年間の運用を受けての改正になります。

大きな変更点ですが、23ページの（2）完全弁当対応、給食停止対象にあります原因食物の種類が多い場合や、ごく少量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合などとありますが、ごく微量の範囲が不明確という御指摘があり、これを削除しております。新入学時健康診断の際に栄養士が出席、アレルギーの聞き取り対応をさせていただくことになっております。

なお、令和6年4月1日から、先ほどの規則の変更点となります。

先ほど言いました3か月以上の牛乳飲料の中止、これを月ごとにし、守谷市給食費取扱要綱は、守谷市学校給食に関する規則にて変更し、こちらは学校給食運営委員会に事前に了承を頂くものとなっております。来年の4月1日からの変更となります。

令和4年度学校給食対応フローチャートとなっておりますが、令和4年度に限ったことでは

	<p>ないので、4年度を削除します。</p> <p>また、これまで新入学児童の対応申請書を就学时健康診断に配付し、保護者説明会で給食センターによる聞き取りをしていたのを、就学児健康診断の最初で聞き取りをし、記入の指導を行い、具体的な相談を受け、その後、入学説明会で回収という流れに変更させていただきました。こちらは、学校及び保護者からの要望で行っております。</p> <p>原則として使用しない食材にアレルギー源を含むもので、これまで提供していないもの、新たにアワビ、イクラ、キウイフルーツ、マツタケを追加し、また、ピーナツだけになっていたのですが、落花生というような表記を付け加えております。</p> <p>それと、これまで原則、アレルギーの診断書の提出を求めていたのですが、診断書が有料であるため、食物アレルギーを有する方は、学校生活管理指導表の提出、また、給食の管理が必要な方は、学校給食における食物アレルギーの申請書の提出をお願いするという文章に変更しております。</p>
寺田委員	<p>給食を受ける者に、権利を課し、義務を制限する場合については、基本的には条例であると思うがいかかが。</p>
学校給食センター長	<p>地方自治法の中で、総務課にも確認しましたが、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項というのは、条例で定めなければならないということが規定されているのですけれども、学校給食費、こちらは地方自治法上の分担金、使用料に当たらないということで解釈されており、条例は必須ではないと伺っております。</p> <p>また、学校給食法の中で、給食に要する経費は学校給食を受ける児童の保護者が負担するということが規定されており、上位法で保護者負担と</p>

	<p>うたわれており、規則で問題ないと考えております。</p>
椎名委員	<p>給食の徴収の件ですが、月で言えば、小学生が4,200円、中学生が4,500円。小学生も中学生も、1食ずつで計算した場合には300円。それがちゃんと説明できるように、中学生と小学生は、給食の量が違うので、厳密に分ければ、小学生は三つの段階にカロリー等が分かれています。中学生は1、2、3年まで一緒である。その点で、一律に300円ということであると、なぜかという質問があるので、具体的に、その点を明確に答えられるようにしておくべきである。</p> <p>もう一つは、アレルギー対応の指針が訂正され、1か所、PDFの部分が非常に見にくかったので、しっかり濃く出るようによろしくお願ひしたい。</p>
学校給食センター長	<p>300円というのは、施設見学等に来た方の値段で一般の児童生徒に関しては、若干、値下げをしているような状況になります。</p>
椎名委員	<p>小学生が280円1食当たり。それを基にした場合、一月当たり4,200円のほうが高くなるのか、1食でやったほうが安くなるのかをはっきり出していったほうが良いと考える。</p>
学校給食センター長	<p>実際に、経費としてはこれ以上かかっており、市負担をかなり入れております。</p>
河原委員	<p>月額で徴収しているのか。</p>
学校給食センター長	<p>月額です。</p>
河原委員	<p>例えば4月とか3月とか、比較的、給食の実施日数が少ない月も、同じ金額を集めているのか。</p>

	<p>学校給食センター長 同じです。</p>
	<p>河原委員 給食の実施日数で集めた金額を全部、それで割り算すると、1食当たり幾らという目安として示しているという考えでよろしいか。</p>
	<p>学校給食センター長 そうです。</p>
	<p>教育長 議案第45号「学校給食センター運営委員会への諮問について」の採決を行う。</p>
	<p>[賛成者挙手]</p>
<p>4 報告事項</p>	<p>教育長 報告第9号 令和5年守谷市議会9月定例会月議会について、次長から報告を求める。</p>
	<p>教育部次長 議案第61号「守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、児童福祉法の一部改正に伴って児童クラブの運営基準に児童の安全確保が追加されたことから、条例の一部を改正する旨の説明をし、全員賛成で可決がされました。</p> <p>議案第62号「令和5年度守谷市一般会計補正予算（第4号）」については、8月定例教育委員会で承認をいただいた内容と変化はなく、要求額は全て全員賛成で承認されました。</p> <p>要求内容は債務負担行為補正では、けやき台中学校仮設校舎の賃貸借と、郷州公民館休館中のトイレのリース・清掃に係る費用、歳入では、民設民営児童クラブに関係する財源として、児童が乗車するバスへの安全装置の設置費用や、来年4月に新設を予定する施設の開設準備費用に係る補助金交付額、また、中学校部活動の地域移行に係る財源として、県から委託を請負う際の地域指導</p>

者の人件費に係る財源と、指導者育成に対する研修会やスポーツ体験会の開催に係る助成額を計上いたしました。

また、歳出は、民設民営児童クラブが所有するバスへの安全装置設置費用や、来年4月に新設を予定している施設の開設準備費用のほか、昨年度の児童クラブの事業実績に基づく交付金の返還金のほか、もりや学びの里の屋根の防水や高野公民館のエレベーターの修繕、中央公民館の側溝設置工事などの増額を要求し、承認されました。

次に、受理番号第2号、茨城県職員組合から提出された教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願です。

請願の内容は昨年と同様になりまして、1点目は、中学校・高等学校で35人学級を早急に実施すること。

2点目は、長時間労働の是正を図るため、定数改善を図ること。

3点目は、教育の機会均等と水準を維持、向上させるため、国の国庫負担制度を堅持することになります。

この請願については、9月5日、総務教育常任委員会において、部長と参事、教育指導課長、副参事の4名が出席し、現状について報告をいたしました。

委員からは、請願事項についての市の現状と考え方について質疑がありまして、市としては、35人以下の学級をほぼ実現していること、学校の働き方改革や加配の増員に柔軟に対応していること、それと義務教育費国庫負担制度を堅持すべきであるとお伝えし、総務教育常任委員会では、賛成多数で採択すべきものと決し、本会議においても同様の結果となっております。

受理番号第3号、市民の方から提出された地域子ども会活動に対して、委託バスを無料で貸し出

しすることを求める陳情は、内容説明のため、部長と私と生涯学習課の課長補佐の3名で出席をし、市が契約する委託バスの使用基準に沿って、公用・準公用の事業の範囲で使用していることを報告しました。

委員からは、公用・準公用の範囲について質疑があり、公用は国や県・市が主催する事業であること、準公用は市の補助団体が行う事業であると回答しました。

別の委員からは、子ども会活動の活性化にもつながるため、採択すべきとの意見もありましたが、総務教育常任委員会では、賛成少数で不採択となり、本会議場でも同様の結果となりました。

令和3年度、4年度に行った守谷中学校校舎増築工事の継続費の精算報告になります。

続きまして、市政に対する一般質問への対応ですが、教育委員会に関する質問は、渡辺秀一議員と高梨隆議員の2名です。

初めに、渡辺秀一議員からは、給食センターの稼働率を向上するため、夏休みに児童クラブに通う児童に給食センターで作った給食は提供できないかとの質問がありました。

給食センターでは、長期間の夏休みを利用して施設設備のメンテナンス等を行っているため、給食を提供できる日数確保が難しいこと。

また、受入れ先である児童クラブにおいても、給食の配膳員等の確保が必要になることなど、様々な課題があるが、他市においては、児童クラブへの給食提供を行っている事例もあるので、今後、調査研究していきたい旨を回答しました。

また、二つ目の質問といたしまして、通学者定期券補助制度の導入と、私立高等学校等授業料支援補助制度について、市独自の支援を導入してはどうかとの提案がありました。

通学者定期券補助制度につきましては、議員の質問の趣旨としては、これまでTXに対し、沿線

の自治体で通学者の割引の引下げを要求してきたが、一向に実現されないことを受けて、市独自で補助をしてはどうかという内容です。

議員には、引き続き、TXに割引の引下げ要望を継続して行うこと、そして教育委員会としましては、家庭の経済的な理由で希望する学校に通えないということがないように、子育て世帯への支援策について、通学定期券購入補助も含めて検討していくことを回答しております。

また、私立高等学校等授業料支援補助制度につきましては、議員から国の制度の上乗せとして、東京都や大阪府のように市独自で補助してはどうかとの提案があり、子どもたちが経済的な不安を抱えることなく進学先を選択できるようにすることは大切だが、財政面での負担が大きいこと、また、通学補助と同様、支援策について、今後、事例研究をしていきたいと回答しております。

高梨隆議員からは、市民スポーツの振興について質問がありました。

初めに、子どもたちがスポーツに親しむ機会は主に学校の活動で確保されているが、働き世代、高齢者、障害のある方はスポーツを楽しむことができているのかという質問がありました。

働き世代の半数以上がスポーツが好きだという方が多いというアンケートの結果を紹介し、高齢者は、各自の体力や好みに合わせて積極的に活動されていること、また、現在、市は障害の有無にかかわらず、楽しめるボッチャというスポーツを普及しており、今後もあらゆる人がスポーツを楽しめる機会を提供していくと回答しました。

また、法人化されたスポーツ協会の活動や業務について質問があり、10年前からの変化、それからスポーツ協会本体と専従職員の将来性を含めて、スポーツ振興施策の実働部隊として期待していることを回答いたしました。

最後に、（仮称）総合運動公園の計画を踏まえ

て、スポーツ振興計画を策定してはどうかとの提案がありました。

現状では、スポーツ行政が変革期にあることや、あらゆる部局が連携して施策に取り組むことが望まれているため、スポーツ単独の計画ではなく、総合計画と教育大綱に盛り込むこと。また、国のスポーツ基本計画では、一市の単独ではなく、広域連携で取り組むことも可能とされていることから、令和5年に近隣7市により計画を策定していることを伝え、当面はこの計画を推進し、（仮称）総合運動公園の計画が見えてくれば、市の大きな資源となり、施策の推進にも大きく影響することから、その時機を見て、市単独の計画策定について、その必要性も含めて調査研究を進めることを回答いたしました。

続きまして、議案第51号 令和4年度守谷市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、賛成多数で承認されました。

概要についてですが、令和4年度の市全体の一般会計の支出総額は317億5,011万4,509円で、そのうち教育委員会が所管する事業の決算額、資料2枚目の一番下の合計額になりますが、43億287万856円になります。

前年度決算額と比較いたしまして19億5,710万7,935円の減となりまして、一般会計歳出決算額に占める割合は13.6%で、前年度よりも6.2ポイント減少しております。

減少した主な理由は、給食センター整備事業や黒内小学校の増築工事、また郷州小学校校舎大規模改修工事などの大規模な工事が令和4年度で完了したことが主な要因となっております。

委員から出された質疑につきましては、教育委員会所管事業の主なもの2点を御報告させていただきます。

1点目は、学校教育総務事務についてです。委員から、教職員向けハラスメント対策の実施状況

<p style="text-align: center;">閉会宣言</p>	<p style="text-align: center;">寺田委員</p> <p>について質疑がありまして、教育委員会内にハラスメント対策委員会と相談窓口を設置したほか、管理職等に向けた研修会及び全教職員向けのアンケートを実施するなどして、学校全体でハラスメントを解消するための取組を強化し、学校における職場環境が適切に保たれるよう留意していると回答しました。</p> <p>2点目は、中学校教育振興事業についてです。委員から、部活動指導員配置事業補助金に係る指導員の登録制度について質疑がありまして、補助的な指導に当たる部活動指導員は、令和4年度末時点で12名の登録があり、また、部活動の地域移行を進めるため、守谷市スポーツ協会において、より質の高い指導ができる専門指導員の登録制度の運用も開始して、33名の登録があるということをお答えしました。</p> <p style="text-align: center;">教育長</p> <p>不用額として残った場合について、必要であれば、補正ではなくて、流用をかけながら、機動的な形で使えるよう行っていただきたい。それが教育の向上なり、児童生徒の安全の対策等になると思うので、機動的な予算の使用についてお願いしたい。</p> <p>次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和5年10月25日（水曜日） 午後1時30分～</li> <li>・場所 守谷市役所 全員協議会室</li> </ul> <p>午後2時30分閉会を宣言</p>
---	---

<p style="text-align: center;">会議録署名人</p>	<p style="text-align: center;">  </p>
---	---